



お知らせ版

広報ひこね 2007.12/15

- 2 「市政への意見・提言」**
集計結果を紹介します
- 4 寒さから水道管を守りましょう**

- 8 市職員を募集します**
助産師または看護師
- 12 年末・年始の市の業務**

清掃センターからのお知らせ

ごみの出し方ワンポイント～スプレー缶～

◆スプレー缶は、『缶・金属類』として集積所に出してください。『陶器類その他』ではありません。

◆爆発事故を防止するため、次のことを守ってください。

①ガスは完全に使いきる。

②火の気のない屋外で、側面に穴を開け、ガスを完全に抜く。

◆毎年、ごみ収集車両の火災が発生しています。分別のご協力ををお願いします。



▲スプレー缶は、穴を開けて出しましょう

第4回 彦根市廃棄物減量等推進審議会

ごみ減量とごみ処理有料化について審議していただいている廃棄物減量等推進審議会の第4回会議を、下記のとおり開催します。審議会は公開で行われ、傍聴していただくことができます。

日時 12月20日(木) 15:30～

場所 大学サテライト・プラザ彦根（アル・プラザ彦根6階）

内容 ごみ減量対策と処理費用の負担のあり方に関する専門部会とりまとめ報告と報告内容の審議

彦根市では、バイオディーゼル燃料（BDF）の原料となる廃食油を回収しています。今回、回収場所として下の表の3か所を増設しました。ペットボトルなどに入れた廃食油や、消費期限が切れた食用油を持ち込んでください。

なお、市役所、鳥居本出張所、稲枝支所、福祉保健センター、清掃センターでも回収をしています。

問い合わせ先 固清掃センター管理課 ☎ 2734番、FAX 247787番



▲リサイクルステーションに設置された廃食油回収ボックス

廃食油の回収場所が増えました

設置施設	持ち込み時間
リサイクルステーション (銀座町)	月～水曜・金曜日の 10:00～16:00
旭森地区公民館 屋外自転車置場 (正法寺町)	常時持込できます
高宮出張所 ロビー付近 (高宮町)	火～土曜日の 8:30～17:15

「市政への意見・提言」

貴重なご意見・ご提言をありがとうございました

市民の皆さんのお声を直接お聴きし、対話の行政をいつそう進めるため、毎年実施している「市政への意見・提言」に、

今年は218人の皆さんから「意見など」をいただきました。(4月～9月受付分)お寄せいただいた「意見・提言」は、すべて市長が拝見し、匿名などの場合を除き可能な限り回答いたしました。また、市民の皆さんのお暮らしに根ざした「意見」、「ご提言」として今後の市政運営の参考といたします。

集計の結果から

集計結果をお知らせします

実施期間 通年
実施方法 ▶「広報ひこね」7月1日号に印刷して各戸配布 ▶彦根市ホームページから電子メールで受付
投書件数 231件
内容別件数 (彦根市総合発展計画「ひこね21世紀創造プラン」の5つの柱ごとの集計)
 ▶人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる
福祉のまちづくり …27件 (11.7%)
 *福祉関係 15件 *健康管理 2件
 *医療 10件
 ▶良好な環境が整った、快適で
安全・安心なまちづくり …34件 (14.7%)
 *環境保全・リサイクル 17件
 *公園・緑地 5件 *地域安全対策 2件
 *交通安全対策 4件 *上下水道 2件
 *都市景観 3件 *廃棄物対策 1件
 ▶活力ある産業に満ちた、にぎわい
あふれるまちづくり …63件 (27.3%)
 *道路整備 31件 *土地利用 6件
 *商工・観光 16件 *農林水産業 2件
 *公共交通 7件
 *雇用促進・企業誘致 1件
 ▶明日の彦根市を担う人を育むまちづくり
…20件 (8.6%)
 *生涯学習 12件 *青少年育成 1件
 *学校教育 7件
 ▶人とひととの交流をひろげ、市民文化を
創造するまちづくり …6件 (2.6%)
 *歴史文化資産の保存・活用 3件
 *スポーツの振興 2件
 *国際交流の促進 1件
 ▶その他
…81件 (35.1%)
 *行政運営 80件 *広域連携 1件

「意見・提言」は、市政全般にわたり、特に道路整備や交通安全対策、福祉、医療、環境・ごみ問題など、市民生活に密着した分野の意見が数多く寄せられました。また、彦根市の行政運営、活性化、観光、都市計画などに関する意見も多くいただきました。

皆さんからの「意見・提言」のうち、公開の承諾をいただきました「ご意見・ご提言」、提言のなかから、広く皆さんにお知らせすべきものについて、その内容を次のとおり掲示します。

期間 12月17日㈪～同28日㈮

※土・日曜日・祝日は除く

場所 市役所1階ロビー

問い合わせ先 まちづくり推進室 306-1117番 FAX221-3300番

皆さんの「意見・提言」のうち、公開の承諾をいただきました「ご意見・ご提言」、提言のなかから、広く皆さんにお知らせすべきものについて、その内容を次のとおり掲示します。

今回寄せられた
投書のなかから、
皆さんの「意見・
ご提言」、市からの
回答の概要を、一
部紹介します。

こんな声が
寄せられました



問 燃やせるごみ袋やその他のごみ袋をもつと丈夫なものにしてはどうか。以前のような紙袋のほうが丈夫ではないか。〔女性・50歳代〕現在のごみ袋は、平成14年10月に指定専用ごみ袋制度を改正してから使用いただいています。紙袋の場合は、単価が高いこと、また中身が見えない」ともあり、燃やせるごみ袋と比べて若干厚くしていることから通常の使用には耐えられます。

問 月に指定専用ごみ袋制度を改正してから使用いただいています。紙袋の場合は、単価が高いこと、また中身が見えない」ともあり、燃やせるごみ袋と比べて若干厚くしていることから通常の使用には耐えられます。

問 み袋をもつと丈夫なものにしてはどうか。以前のような紙袋のほうが丈夫ではないか。〔女性・50歳代〕現在のごみ袋は、平成14年10月に指定専用ごみ袋制度を改正してから使用いただいています。紙袋の場合は、単価が高いこと、また中身が見えない」ともあり、燃やせるごみ袋と比べて若干厚くしていることから通常の使用には耐えられます。

問 今年の夏、市役所ロビーで行われた原爆の絵・資料とビデオの展示会に行つたが、平日のデータタイムのみでは、見に行ける人が限られてしまったのではないか。大型ショッピングセンターの一角などで、大型ディスプレイを使ったビデオ展示会を開催してはどうか。また、有料で映写会をしてはどうか。〔男性50歳代〕

答 原爆についての展示会は、今回で23回目です。これまでアル・プラザ彦根やビバシティ彦根などさまざまな場所で行つてきましたが、ここ数年は、市役所1階ロビーで開催しています。

一人でも多くの人に見ていただき関心を持つていただきために、来年度は、市役所のほか、市立図書館などのビデオ上映も行います。ただし、大型ディスプレイでの上映や有料の映写会は、場所の確保や料金設定などの問題もありますので、すぐにはできませんが、工夫しながら進めていきます。

問 市立図書館は時代に合わせて変わるべきではないか。人気の本や、興味のある雑誌が少なく、型どおりの本ばかりでつまらない。ある本や、興味のある雑誌が少なくて、ほこりっぽい館内なので、本の提供というより場所の提供というイメージが強い。〔女性・30歳代〕

答 開架図書は昭和54年に建築されましたが、建築されてから28年が経過し、設備などの老朽化も進んでいます。開架図書はほとんど50年未満のもので、それ以上経過した図書に

ついては、順次2、3階の書庫に移し保管しています。ただし、各分野の基本的な図書資料としての価値を失わない図書、また、既に絶版になっているものなどについては一部古い図書も開架しています。

問 なお、図書館では、新規図書の購入クエストや貸出中の資料の予約を受けつけられています。また、希望の資料を県内の公共の図書館から借用することもできます。館内での読書環境については、今後、改善に向けてできるだけ努力していきます。

答 なあ、図書館では、新規図書の購入クエストや貸出中の資料の予約を受けつけられています。また、希望の資料を県内の公共の図書館から借用することもできます。館内での読書環境については、今後、改善に向けてできるだけ努力していきます。

問 彦根市の改名された町名を由緒ある旧町名に戻してはどうか。彦根が城下町としての発展を望むのであれば、町名を改名したことは大変残念で、間違っているのではないか。旧町名は城下町としての証拠であり誇りである。〔女性・60歳以上〕

答 現在の町名に変更した住居表示においては、かつての市街地においては、土地の地番が入り組み、住居（住所）がわかりにくくなっています。また、昭和37年に施行された「住居表示に関する法律」に基づき、昭和39年に審議会を設置し、学識経験者や地元のご意見を伺うなかで検討を重ねて、今日の整然とした姿に至った経緯があります。

問 彦根市では、一部の地域で回収した廃食用油について、民間事業者にBDFへの転換処理を委託しています。今年度からは、その効利用を図るため、ごみの収集車両2台でBDFを燃料とした試行運転を開始しました。さらに、市域での廃食用油の回

ついては、順次2、3階の書庫に移し保管しています。ただし、各分野の基本的な図書資料としての価値を失わない図書、また、既に絶版になっているものなどについては一部古い図書も開架しています。

問 なあ、図書館では、新規図書の購入クエストや貸出中の資料の予約を受けつけられています。また、希望の資料を県内の公共の図書館から借用することもできます。館内での読書環境については、今後、改善に向けてできるだけ努力していきます。

問 彦根市では、一部の地域で回収した廃食用油について、民間事業者にBDFへの転換処理を委託しています。今年度からは、その効利用を図るため、ごみの収集車両2台でBDFを燃料とした試行運転を開始しました。さらに、市域での廃食用油の回

ついては、順次2、3階の書庫に移し保管しています。ただし、各分野の基本的な図書資料としての価値を失わない図書、また、既に絶版になっているものなどについては一部古い図書も開架しています。

問 なあ、図書館では、新規図書の購入クエストや貸出中の資料の予約を受けつけられています。また、希望の資料を県内の公共の図書館から借用することもできます。館内での読書環境については、今後、改善に向けてできるだけ努力していきます。

問 彦根市では、一部の地域で回収した廃食用油について、民間事業者にBDFへの転換処理を委託しています。今年度からは、その効利用を図るため、ごみの収集車両2台でBDFを燃料とした試行運転を開始しました。さらに、市域での廃食用油の回

ついては、順次2、3階の書庫に移し保管しています。ただし、各分野の基本的な図書資料としての価値を失わない図書、また、既に絶版になっているものなどについては一部古い図書も開架しています。

問 なあ、図書館では、新規図書の購入クエストや貸出中の資料の予約を受けつけられています。また、希望の資料を県内の公共の図書館から借用することもできます。館内での読書環境については、今後、改善に向けてできるだけ努力していきます。

償却資産の例

構築物	門、塀、庭園、広告塔、舗装路面、仮設の建物、電気設備、空調設備、サービス設備、テナント負担分の内装、建築設備
機械および装置	旋盤、ボール盤、ミシン、ウインチ、木イスト、クレーン、受変電設備、自走式作業用機械
船舶	ボート、漁船、汽船
航空機	飛行機、ヘリコプターなど
車両および運搬具	動力運搬車、手押し車、大型特殊自動車（ただし、自動車税が課税されているものは除く）など
工具・器具および備品	切削（せっさく）道具、測定工具、陳列ケース、複写機、パソコン、ワープロ、医療機器、ネオンサイン、看板、接客用家具その他営業用の器具

問い合わせ先 **滋賀県雇用開発協会**
☎ 077-526-4488 FAX 077-526-4452
6-077-8番

**夜の暗さを自覚せず、
昼間と同じ感覚で運転していませんか**

全国で発生した死亡交通事故の半分以上は、日没から日の出までの「夜間」に発生しています。

夜間の走行では、ライトが頼りになります。しかしライトが届く距離は、いわゆる「上向きライト」で100メートル前方、「下向きライト」で30~40メートル前方が限度であり、左右の照射範囲も限られています。そのため、歩行者や自転車の発見が遅れ、カーブや曲がり角での見通しも極端に悪化します。これらの人を自覚し、危険を発見した場合に、安全に対処できるスピードを保つことが大切です。

また、歩行者や自転車利用者は、できるだけ明るい服装や反射材を身に付けて、自分の存在を周りにアピールしましょう。

問い合わせ先 **滋賀県雇用開発協会**

☎ 077-526-4488 FAX 077-526-4452
6-077-8番

問い合わせ先 **滋賀県雇用開発協会**
☎ 077-526-4488 FAX 077-526-4452
6-077-8番

期限は1月31日(木)です

償却資産の申告

償却資産とは、事業のために使つておられる土地・家屋以外の資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法で定める所得の計算上、損金または必要経費に算入される資産（これに類する資産で、法人税または所得税を課税されていない人が所有する資産を含む）のことです（左の表参照）。償却資産は、

市税務課

市税務課は、事業のために使つておられる土地・家屋以外の資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法で定める所得の計算上、損金または必要経費に算入される資産（これに類する資産で、法人税または所得税を課税されていない人が所有する資産を含む）のことです（左の表参照）。償却資産は、

問い合わせ先 国税務課資産税係
☎ 03-6138番 FAX 03-3052番
X-22-3052番

付けているものを含む）を市内に所有している人は、毎年1月1日現在の、その償却資産の所在地、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを申告する必要があります。申告期限は、平成20年1月31日（木）です。

このような事業用資産（貸し付けているものを含む）を市内に所有している人は、毎年1月1日現在の、その償却資産の所在地、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを申告する必要があります。申告期限は、平成20年1月31日（木）です。

市税務課は、事業のために使つておられる土地・家屋以外の資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法で定める所得の計算上、損金または必要経費に算入される資産（これに類する資産で、法人税または所得税を課税されていない人が所有する資産を含む）のことです（左の表参照）。償却資産は、

運動の重点

12月1日㈯～12月31日㈪

4 3 2 1 飲酒運転の根絶
高齢者の交通事故防止
全席シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底
夕暮れ時、夜間の交通事故防止

年末は慌ただしさや交通事故の増加、また飲酒の機会が増えることにより、飲酒運転などの悪質・危険運転が増加し、毎年事故件数が増えます。県民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーや交通安全意識を高め交通事故防止に努めましょう。

年末の交通安全県民運動

期限は1月31日(木)です

償却資産の申告

償却資産とは、事業のために使つておられる土地・家屋以外の資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法で定める所得の計算上、損金または必要経費に算入される資産（これに類する資産で、法人税または所得税を課税されていない人が所有する資産を含む）のことです（左の表参照）。償却資産は、

市税務課

市税務課は、事業のために使つておられる土地・家屋以外の資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法で定める所得の計算上、損金または必要経費に算入される資産（これに類する資産で、法人税または所得税を課税されていない人が所有する資産を含む）のことです（左の表参照）。償却資産は、

問い合わせ先 国税務課資産税係
☎ 03-6134番 FAX 03-6134番
X-22-3052番

付けているものを含む）を市内に所有している人は、毎年1月1日現在の、その償却資産の所在地、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを申告する必要があります。申告期限は、平成20年1月31日（木）です。

このような事業用資産（貸し付けているものを含む）を市内に所有している人は、毎年1月1日現在の、その償却資産の所在地、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを申告する必要があります。申告期限は、平成20年1月31日（木）です。

市税務課は、事業のために使つておられる土地・家屋以外の資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法で定める所得の計算上、損金または必要経費に算入される資産（これに類する資産で、法人税または所得税を課税されていない人が所有する資産を含む）のことです（左の表参照）。償却資産は、

水道部からのお願い

積雪時の検針にご協力を

積雪時は、メーターボックスの上の雪を取り除いてください。メーターボックスの上に雪があると、検針ができません。メーターボックスの上には、物などを絶対に置かないようしていただき、検針にご協力をお願いします。

※水道を使用する人は、市条例により、メーターの周りに物を置かないなど、善良な管理することとなっています。

給水工事について

家屋などの新築、改築に伴って、水道給水装置工事（新築・増設・改造）をするときや、建築工事などによる臨時の給水をするときは、必ず着工前に、彦根市指定給水装置工事事業者を通じて国水道部への給水申し込みをしてください。

開栓・閉栓の手続きについて

転居などにより、水道の開栓・閉栓される際は、あらかじめ国水道部にお越しいただくか、電話・ファクスでお知らせください。（土・日曜日、祝日を除く3日前までに手続きをしてください。）

水道料金のお支払について

水道事業は、水道を使用されるお客様からお支払いただく水道料金によって成り立っています。お支払いただいた水道料金は、生活に必要な水を安定的に供給し続けるための大切な命綱です。お支払いいただけないと、給水をお断りしますので、必ず期限内にお支払ください。

期限内にお支払いがない場合、督促を開始した時から、料金とは別に手数料が加算されますので、十分ご注意ください。なお、督促を放置されると、弁護士を通じて簡易裁判所への支払督促の申立を行います。

防寒のしかた

保温材を蛇口のところまで巻いてください。毛布・布などを保温材として利用したときは、そのうえからビニールなどを巻いてください。

水道管が破裂したときは?

※水道を溶かしてください。
※熱湯は絶対に使わないでください。
※水道管が破裂することがあります。
※水道メーターボックス内のバルブを閉め、破裂した部分に布やテープを巻いて応急手当をし、彦根市指定給水装置

工事事業者に修理を依頼してください。

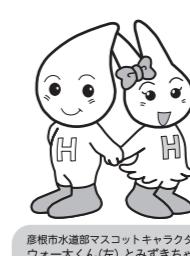
※屋内修理は、必ず彦根市指定給水装置工事事業者で行ってください。なお、修理にかかる費用につきましては、お客様のご負担になります。

※水道の給水に関する工事は、法令の基準に適合することを確保するため、水道法や彦根市の条例の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者が、施工することが定められています。

窓口開設日や営業時間の拡大など、お客様へのサービス向上を目的に、業務の一部を民間会社に委託します。

水道部の業務内容の一部を民間会社に委託します

問い合わせ先 **国水道部業務課**
☎ 022-227-222番、FAX 022-44054番



彦根市水道部マスコットキャラクター
「ウォータ君(左)とみずきちゃん(右)」

委託する内容

開・閉栓などの受付業務、検針業務、料金計算業務、および徴収業務、精算業務、現地での開・閉栓業務、滞納整理業務、メール管理関連業務

委託後は、市役所とは別の建物に（仮称）水道サービスお客様センターを設け、業務を行います。お客様センターの場所・連絡先などの詳細が決まりましたら、広報ひこねや彦根市ホームページなどでお知らせします。

委託を開始する日 平成20年10月1日(水)から

行事名	日 時	場 所	内 容・問 い 合 わ せ 先 等
除夜の鐘をつくつどい	12月31日(月) 23:30~0:30	彦根城内時報鐘	当日は、先着順でついていただきます。参加者に昆布茶を提供します。 城山公園事務所☎22-2742
新春甘酒接待	平成20年 1月1日(火・祝) 10:00~	彦根城天守前広場	内 容:先着500人に温かい甘酒を提供します。 ※甘酒は無料ですが、通常の彦根城観覧料(一般600円、小・中学生200円、ただし市内の小・中学生は無料)は必要です。 城山公園事務所☎22-2742
彦根城鏡開き	1月4日(金) 11:00~	彦根城内作業所 (餅の配布は各入城門で)	内 容:城内に飾られていた鏡餅を切り分け、先着300人(表門、大手門、黒門各100人ずつ)の入城者に提供します。 城山公園事務所☎22-2742
楽しいおはなしの つ ど い	1月5日(土) 14:00~	市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300	内 容:紙芝居、絵本の読み聞かせ、パネルシアターなど
絵本をたのしむ つ ど い	1月12日(土) 14:00~	(出 演 ひこね児童図書研究グループ)	内 容:ブックトーク…テーマにそって本の紹介をしながら絵本を読みます。
新成人のつどい	1月13日(日) 10:30~11:40	ひこね市文化プラザ グランドホール	内 容:10:30~成人式典、10:55~祝賀記念交歓会 対 象:昭和62年4月2日~同63年4月1日に生まれた人 ※対象になる人には、案内状を送ります。詳しくは、「広報ひこね」11月1日号15ページをご覧ください。 団教育委員会生涯学習課☎24-7971、FAX23-9190
オストメイト 社会適応訓練 講習会・相談会	1月19日(土) 12:30~16:45	草津市立障害者 福祉センター (草津市渋川二丁目)	内 容:オストメイトやその家族を対象にした講習会、専門の医師と看護師を招いた講演や相談会。 ※個別相談の希望者は12月20日(木)までに電話・FAXで申し込んでください。(定員次第締切) 日本オストミー協会滋賀県支部☎・FAX0749-20-9124
川島隆太教授講演会 「脳を活性化して、自らの可能性を拓く！」	1月26日(土) 14:30~16:00	ひこね市文化プラザ グランドホール	子どもたちの脳を鍛え育てるこの重要性を親子で学習する。 日本公文教育研究会彦根事務局☎23-1921、FAX21-2039、Eメール:hikone.jm@kumon.co.jp(申込は、ファクス・Eメールで)



市立図書館☎22-0649
FAX26-0300

巡回日程【1月前半】

日・曜日	駐 車 場	時 間
5日(土)	宮田町山田神社 JA東びわこ鳥居本支店駐車場 鳥居本高根団地 小野こまち会館	11:00 13:20 14:10 15:00
8日(火)	太平団地 東山会館 湖上平団地堤医院前	13:20 14:10 15:00
9日(水)	葛籠町公民館 高宮地域文化センターB Sアパート2号棟	13:30 14:20 15:10
10日(木)	清崎町ばんば JA東びわこ本店前駐車場 河瀬地公民館	13:20 14:10 15:00
11日(金)	多景保育園横町 長曾根彦根ニュータウン中央部	13:20 14:10 15:00
15日(火)	楡公民館 昭和電工茂賀ハイツ WAっとねす春日(旧広野会館)	13:30 14:20 15:10
16日(水)	鳥居本地区公民館 小泉町百貨卸センター駐車場(東側) 東沼波町秋葉神社 旭森地区公民館	11:00 13:20 14:10 15:00
17日(木)	J A 東 び わ こ 種 子 セ ン タ ー 滋賀観光バス彦根営業所 ローソン彦根外町店駐車場	13:20 14:10 15:00

※駐車場での駐車時間は、30~40分間です。

図書館休館日 1日(火・祝)~4日(金)、7日(月)
14日(月・祝)

※特に記載のないときは無料です。

「男の料理教室」～プロから学ぶ料理の極意～

内 容:料理に関心を持つ男性が増えつつあるなかで、プロから学び、味にこだわった自慢のイタリア料理を作る
日 時:1月19日(土) 時間:10:00~12:30 場所:男女共同参画センター「ウィズ」(平田町)
対象:市内在住・在勤・在学の男性
定員:20人(先着順)
受講料:500円
材料費:1,000円
託児:0歳~就学前、要予約(1人1回200円)
申込期限:平成20年1月12日(土)
問い合わせ先:男女共同参画センター「ウィズ」☎24-3529 (FAX共)へ

「湖国の伝統食」料理教室

内 容:地元でとれる食材を使って、伝統食の昔ながらの料理法を学びます
日程・料理内容:1回目 平成20年1月19日(土) 味噌作り、打ち豆汁、山菜おこわ
2回目 同2月16日(土) ニシンの麹漬け、かきもち、うなぎのじゅんじゅん
3回目 同3月15日(土) 花見団子、鰯の棒寿司、野菜の白和え
※材料などの都合により変更することがあります
時間:10:30~13:30 場所:ひこね街なかプラザ(四番町スクエア内)
対象:3回連続で参加できる人
定員:20人(初回参加者を優先し、定員を超えた場合は抽選)
参加費:3,000円(3回分)と材料費
講師:滋賀の食事文化研究会会員
申込期限:12月25日(火)
申込方法・問い合わせ先:往復はがきの往信の裏に住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を、返信の表に郵便番号、住所、氏名を書いて、ひこね街なかプラザ(〒522-0064 本町一丁目12-5)☎27-5820、FAX27-5830へ

NPO法人 小江戸彦根 船頭・ガイド

FAX26-4868、Eメール:koedo@xa2.so-net.ne.jp、ホームページ http://koedohikone.sakura.ne.jp/



▲彦根城内堀で運航している屋形船

市職員を募集します

職種・人員	受 験 資 格	受付期間・試験日など
助産師または看護師 30人程度	助産師または看護師の免許を有する人 で交代勤務ができる45歳程度までの人 (免許については取得見込みを含む)	受付期間 平成20年1月7日(月)~同25日(金)(土・日曜日、祝日は除く)の8:30~17:15 試験日 平成20年2月3日(日) 9:00~ 問い合わせ先 市立病院事務局病院総務課 ☎22-6050(内線3516、3517) FAX26-0754



健康管理だより

■健康管理課
(平田町・福祉保健センター1階)

☎24-0816
FAX24-5870



ひこね元気計画21
マスコットキャラクター
“コンキーくん”

けんこう相談

- 保健師による相談
(9:30~11:00)
 - 1月11日(金) 福祉保健センター
 - 1月18日(金) 福祉保健センター
 - 1月18日(金) 東山会館
 - 1月22日(火) WAっとねす春日(旧広野会館)
 - 1月23日(水) 稲枝地区公民館
- ※上記の日程以外にも、団健康管理課では電話での相談を随時行っています。

栄養相談

- 栄養士による相談
※治療中の病気のある人は、主治医の許可が必要です。
(9:00~11:50) (予約制)
- 1月15日(火) 福祉保健センター

赤ちゃんサロン

- ☆母子健康手帳をお持ちください。
- 日時 1月 8日(火) 9:45~11:30
(受付は9:30~9:45)
- 場所 福祉保健センター
- 対象 2~3か月児とその保護者
- 内容 子育てに関する情報交換や、友だちづくり

離乳中期相談

- ☆母子健康手帳をお持ちください。
- 日時 1月24日(木) 9:45~11:30
(受付は9:30~9:45)
- 場所 福祉保健センター
- 対象 6~8か月児とその保護者
(集団指導)

年末年始の 歯科診療

彦根歯科医師会では、12月29日(土)~平成20年1月3日(木)の年末年始の診療を、当番医として次の医院が診療されます。

月 日	当 番 医	所 在 地	電 話 番 号
12月29日(土)	中川歯科医院	京町二丁目8-20	27-3118
12月30日(日)	たなか歯科クリニック	西今町1131-15	27-3355
12月31日(月)	長寿歯科医院	平田町422-13	26-1993
1月 1日(火)	三希子歯科	西今町21-1	26-5069
1月 2日(水)	白石歯科	野良田町325-5	43-2017
1月 3日(木)	野村歯科医院	原町180-28	26-5183

※診療時間は、いずれも9:00~15:30です。

すくすく ベイビー

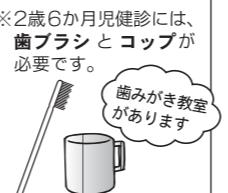


1月の乳幼児健康診査

場 所 福祉保健センター別館(旧勤労青少年ホーム)2階

健 診 名	実 施 日	対 象	受 付 時 間
4か月児	8日(火) 15日(火)	平成19年9月生	13:00 ~ 14:00
10か月児	9日(水) 16日(水)	平成19年3月 1日~16日生 3月17日~31日生	14:00

※4か月児健診以外、個人通知はありません。
※10か月児以上の健診は、「すくすく手帳」で健診内容・持ち物をご確認ください。
※2歳6か月児健診には、歯ブラシとコップが必要です。



場 所 福祉保健センター

1歳6か月児	11日(金) 18日(金)	平成18年7月 1日~18日生 7月19日~31日生	13:00 ~ 14:00
2歳6か月児	10日(木) 17日(木)	平成17年7月 1日~14日生 7月15日~31日生	13:00 ~ 14:00
3歳6か月児	7日(月) 21日(月)	平成16年7月 1日~14日生 7月15日~31日生	13:00 ~ 14:00

場 所 南老人福祉センター(稲枝支所の北隣・田原町)

4か月児	23日(火)	平成19年 9月生 (主に龜山・稲枝地区の児)	13:30 ~ 14:00
10か月児	23日(火)	平成19年 3月生 (主に龜山・稲枝地区の児)	14:00

※3歳6か月児健診では、視力検査、検尿があります。朝一番の尿をきれいに洗ったビンなどに入れてお持ちください。

※乳幼児健康診査についてのお問い合わせは、直接団健康管理課(上記参照)へ。

すくすく相談

☆母子健康手帳をお持ちください。

●身体計測(9:30~11:00)

1月10日(木) 福祉保健センター別館2階

対象: 4か月~1歳未満児

1月17日(木) 福祉保健センター別館2階

対象: 1歳以上の児

☆母子健康手帳をお持ちください。

●絵本の開き読みもあります。

1月31日(木) 福祉保健センター

対象: 4か月未満児

※全乳幼児対象の個別相談も行います。

●身体計測・個別相談(9:30~11:00)

1月18日(金) 東山会館

1月22日(火) WAっとねす春日(旧広野会館)

1月23日(水) 稲枝地区公民館

パパママ学級

出産について、もうすぐパパ・ママになる人といっしょに学んでみませんか。

内容 赤ちゃんのお世話(お風呂に入れたり、おむつ交換など)の体験、これから育児についての話など

☆母子健康手帳をお持ちください。

日時 1月12日(土) 10:00~12:00

(受付は9:45~10:00)

場所 福祉保健センター

対象 妊娠16週以降の妊婦と夫(夫婦での参加とします)

定員 18組(申込多数の場合は、妊娠週数が進んでいる人や第1子出産予定の人を優先します)

申込期間 12月17日(月)~同25日(火)

申込方法 電話で団健康管理課へ

健康管理だより

ノロウイルスによる感染性胃腸炎の予防について

1 ノロウイルスとは

11月から3月にかけて食中毒の原因となるウイルスです。ノロウイルスは感染力が非常に強いため、家庭や学校、高齢者施設などで集団感染がよく見られます。

2 ノロウイルスによる食中毒の症状

- 主な症状は、下痢、おう吐、吐き気、腹痛ですが、時に発熱、頭痛、筋肉痛等の症状がみられることがあります。
- 潜伏期間は1日~2日で、症状が1日~3日続いたあと回復します。
- 高齢者などで脱水症を引き起こすと生命に危険があおぶことがあります。

ノロウイルスの食中毒にかかったら・・・

病状を悪化させる危険がありますので、素人判断で下痢止めや吐き気止めを飲まず、早めにかかりつけ医に受診しましょう。

特定不妊治療費の助成制度



◆滋賀県が指定する医療機関で治療を受けた人

◆滋賀県内に住民登録がある戸籍上の夫婦

◆夫婦の前年所得の合計金額が730

万円未満の人



助成額

1組の夫婦について、1回の治療につき、10万円を限度とし、1年度あたり2回を限度に、通算5年間助成します。

問い合わせ先 圓湖東地域振興局
地域健康福祉部(彦根保健所)

☎22-1770、FAX26-1846

???

相談

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相 談 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
人 権 相 談	平成20年1月4日(金) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 団人権政策課☎30-6115、FAX22-1398
司 法 書 士 無 料 法 律 相 談	1月19日(土) 9:30~12:30	彦根勤労福祉会館 2階研修室	サラ金、クレジット、少額裁判などの法律相談(3週間前から予約受付) 司法書士総合相談センター彦根☎077-527-5576
交 通 事 故 相 談	毎週火・木曜日(祝日は除く) 9:00~16:00	湖東合同庁舎	被害者、加害者を問わず、専門の相談員が相談に応じます。また、電話による相談も受け付けています。(祝日を除く毎週月~金曜日) 県立交通事故相談室彦根分室☎27-2230
多 言 語 電 話 相 談	毎週月・木曜日(祝日は除く) 10:00~16:00 (12:30~13:30は除く)	☎27-2400 (相談専用電話)	日本語の習慣や制度、市役所などの手続き、生活の中困ったことなどの相談に3つの言語で対応します。 水曜日=英語、木曜日=ポルトガル語、金曜日=中国語
職 業 相 談・紹 介	毎週月~金曜日(祝日は除く) 8:30~17:00	彦根パートバンク(旭町田中ビル2階) ☎26-8810	パート・フルタイム・年齢を問わず、どなたでも職業の相談・紹介をしています。
子 ど も・家 庭 相 談	毎週月~金曜日(祝日は除く) 8:30~17:15	団家庭児童相談室 (福祉保健センター内) ☎23-7838	子どもを始めとする家庭内の悩み相談(育児不安・児童虐待・夫婦間暴力等)
消 費 生 活 相 談	毎週月~金曜日(祝日は除く) 9:15~12:00、13:00~16:00	団生活環境課(市役所1階) ☎22-1411(内線173)	架空請求への対処、悪質商法の被害、クーリング・オフの方法など、身近な消費生活や契約にかかるトラブルに関する相談
のぞみ相談室	毎日 10:00~22:00	☎21-1080 (電話による相談)	ひとり親家庭等の相談、DV(配偶者または親密な間柄の異性からの暴力)に、相談員が応じます。

年末年始の市の業務

年末年始の業務カレンダー (○印は業務を行う日です)

業務の種類・施設名	日・曜日	12月		平成20年1月			問い合わせ先など
		29 日 (土)	30 日 (日)	31 日 (月)	1 日 (祝)	2 日 (水)	
市清掃センター	ごみ収集	●	●				搬入は9:00~12:15、13:00~16:15 ただし粗大ごみの搬入は9:00~12:15 ※詳しくは、ごみの収集カレンダーをご覧ください。 市清掃センター ☎22-2734
	ごみ搬入受付	●	●				
中山投棄場		●	●				搬入は9:00~16:30 彦根犬上広域行政組合「中山投棄場」 ☎26-5250
火葬事業		●	●		●		彦根犬上広域行政組合「紫雲苑」 ☎48-1318
し尿収集事業		●	●				彦根市事業公社 ☎23-4135
休日急病診療所 (福祉保健センター内) 診療科目:内科、小児科		●	●	●	●	●	診療時間 10:00~19:00 (受付は18:30まで) 休日急病診療所 ☎22-1119
市立病院 (救急患者の診療)		●	●	●	●	●	救急センターで診療 市立病院 ☎22-6050

※清掃センターへの搬入は、大変混雑します。年末までの平日に搬入してください。

※上記以外については、市役所（当直）☎22-1411へお問い合わせください。

市役所は、12月29日(土)から新
年1月3日(木)まで業務を休みま
す。
この期間中、各種証明書など
の発行はできません。必要な人
は、12月28日(金)までに窓口へお
越しください。ただし、出生・
死亡(埋火葬許可書の交付は、
午前8時30分～午後5時15分ま
で)・婚姻などの戸籍の届出
(住民異動の届出は除く)は、
休み期間中も受け付けていま
す。当直職員まで申し出てくだ
さい。
また、病院業務などについて
は、上の表のとおりです。

「ん」の収集はありませんので、
ご注意ください。

清掃センターへの搬入は
お早めに

年末の清掃センターへの搬入は、相当な混雑が予想されます。燃やせるごみ、プラスチックごみは、できるだけ地域の集積所にお出しあげください。また、粗大

うお願ひします。
※清掃センターに搬入される場合は、必ず事前に分別の徹底をお願いします。

※陶器類その他「みは、中山投棄場の取扱いとなります。事前に、岡清掃センター、岡生活環境課、支所・各出張所で許可証の発行を受け、投棄場に搬入してください。

※上記以外については、市役所
(当面) 622-1411番へお
問い合わせください。

